水道工事特記仕様書

（市道嵐谷線ほか配水管布設替後舗装工事）

阿　南　市

１．一般事項

１．１　適用範囲

本工事は、本特記仕様書及び「徳島県土木工事共通仕様書　令和６年７月」「徳島県土木工事施工管理基準」「徳島県工事検査基準」を準用する。内容が重複する場合には、本特記仕様書を優先するものとする。また、土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】及び様式について、徳島県版を使用するものとする。

ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

１．２　土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】に対する変更事項

土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】に対する変更事項は次のとおりとする。

（チェックリストの読み替え）

提出書類 87 の「工事成績評定に関する意向確認書」は使用しないものとする。

１．３　法令等の遵守

工事の施行にあたり、受注者は建設業法、道路交通法、騒音規制法、労働基準法、職業安定法、労働者災害補償保険法、緊急失業対策法、その他関係法規および発注者の条例・規程等工事の施行に関する諸法令規則を遵守しなければならない。

１．４　疑義の解釈

（１）仕様書（特記仕様書を含む）および設計図書（設計図および工事費内訳明細書を含む）に疑義を生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、その取扱いを定めるものとする。

（２）仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、または内容に相互符号しない事項があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

ただし、技術上当然必要と認められる軽微なものについては、発注者の指示に従わなければならない。

１．５　諸手続き

受注者は、工事の施行に必要な関係諸官公署および他企業への諸手続きは、迅速、確実に行いその経過については、すみやかに監督員に報告しなければならない。

１．６　費用の負担

材料および工事の検査ならびに工事施行を伴う測量、調査、試験、試掘、諸手続等に必要な費用は、受注者の負担とする。

１．７　請負代金内訳書の提出

約款第３条第２項の請負代金内訳書の提出については、当該工事入札時点に受注者が提出した工事費内訳書から変更がある場合、提出すること。

変更がない場合、工事費内訳書を請負代金内訳書として取り扱うものとする。

２．現場における注意事項

２．１　交通および保安上の措置

受注者は、工事施行中、公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう次の事項を守り、交通および保安上十分な措置をしなければならない。

（１）　受注者は、工事の施工に当たり、道路管理者、所轄警察署の交通規制に係る許可を得るとともに、許可証の写しを監督員に提出しなければならない。

（２）　工事施工時には、関係官公署の指示事項を遵守するとともに、沿道住民の意向を配慮し、必要な箇所に指定の表示をするとともに防止柵、注意灯等を設置し万全を期さなければならない。

（３）　工事区域内に車両または歩行者の通行があるときは、これらの交通に必要な設備を施し通行者の安全に務めなければならない。

（４）　工事区域内は常に整理整頓をしておくとともに、当該部分の工事の進捗に合わせ、直ちに仮復旧を行い、遅延なく一般交通に開放しなければならない。

２．２　公害防止

騒音、振動、悪臭等の公害の発生を防止するとともに現場付近居住者との間に紛争を起さないよう、その施行方法、時期、場所等について、常に注意しなければならない。

２．３　現場の整理、整頓

（１）　受注者は、工事施工中、交通および保安上の障害とならないよう機械器具、不用土砂等を使用のつど整理、整頓し、現場内およびその付近は常に清潔に保たなければならない。

（２）　受注者は、工事完成までに、不用材料、機械類を整理するとともに仮設物を撤去して、跡地を清掃しなければならない。

２．４　工事現場標識等

（１）　工事現場には、見えやすい場所に工事件名、工事箇所、期間、事業所名、受注者の住所、氏名等を記載した工事標示板その他所定の標識を設置しなければならない。

（２）　受注者は、工事内容を地元住民や通行者に周知させ、協力を求めるため、発

注者の指定する広報板を設置しなければならない。

２．５　工事用電力および工事用水

工事用電力および工事用水の設備は、受注者の負担で関係法規にもとづき施行しなければならない。

２．６　工事に必要な土地、水面等

工事に必要な土地、水面等は、受注者の責任において使用権を取得し、受注者の費用負担で使用するものとする.

２．７　交通誘導員等

（１）　交通誘導員とは警備業者の警備員（警備業法第４条による認定を受けた警備会社の警備員をいう）で、交通誘導業務に従事する者のことであり、本工事においては延人数２０人（Ａ０人、Ｂ２０人）を見込んでいる。

（２）　現道上の工事においては、円滑（公平）な交通サービスを提供することが重要であることから、受注者は状況を十分把握するとともに、その対策について交通誘導員の配置計画を提出するものとする。

３．工事施行

３．１　一般事項

受注者は、常に工事の進捗状況について注意し、予定の工事日程と実績を比較検討して、工事の円滑な進行をはからなければならない。特に施行の時限を定められた箇所については、監督員と十分協議し、工程の進行をはからなければならない。

３．２　地上、地下施設物

（１）　受注者は、工事施工箇所の地下埋設物の位置、深さ等を調査し、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、工事着手前に監督員へ報告しなければならない。

また、地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、地下埋設物の管理者等が保管する台帳等に基づいて、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

（２）　工事施行中、損傷を与えるおそれのある施設物については、防護措置の方法及び費用負担について監督員と協議し、必要な措置を講じるものとする。

（３）　地下埋設物または地上施設物の管理者から指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

３．３　現場付近居住者への説明

受注者は、工事着手に先立ち、現場付近居住者に対し、監督員と協議のうえ、工事施行について説明を行い、十分な協力を得られるよう努めなければならない。

３．４　就業時間

工事施行の就業時間については、あらかじめ監督員と協議しなければならない。

３．５　工事施行についての折衝報告

工事施行に関して、関係官公署、付近住民と交渉を要するときまたは交渉を受けたときは適切な措置を講ずるとともに、すみやかにその旨を監督員に報告しなければならない。

３．６　他工事との協調

工事現場付近で他工事が施行されているときは、互いに協調して円滑な施行をはからなければならない。

３．７　工事記録写真

（１）　受注者は、工事全般にわたって、監督員の指示により、工事過程を段階的に撮影、編集して工事検査の際写真帳として提出しなければならない。

（２）　既存の構造物その他で撤去、取り壊し等をするもののうち、監督員が指示した場合は、現況を撮影しなければならない。

（３）　工事施行後、外部から検査できない箇所は、原則として撮影しておかなければならない。

３．８　工事関係書類の整備

受注者は、随時監督員の点検を受けられるよう、工事に関する書類を整備しておかなければならない。

４．材料一般

４．１　材料の規格

使用材料はすべて日本産業規格（以下ＪＩＳという）、日本水道協会規約（以下ＪＷＷＡという）等に適合しなければならない。ただし規格にないものについては市場品中等以上のもので、監督員の承認を得たものでなければならない。

納入資材は、原則として製造後１年以内とするが、これ以外であっても協議により決定することができる。

４．２　材料の搬入

工事用材料は、工事工程表にもとづき、工事の施行に支障を生じないよう現場に搬入しなければならない。

４．３　材料の返納

設計仕様書により材料を購入し材料検査に合格したものであっても、工事内容の変更等により未使用となる材料は、受注者の責により処理しなければならない。（特殊材料については発注者と受注者とが協議して定めるものとする。）

５．交付材料および貸与品

５．１　交付および貸与

交付材料および貸与品は、発注者と受注者の立会いのもとに確認した後受領書または借用書と引き替えに交付あるいは貸与する。受注者は、その形状、寸法が使用に適当でないと認めたときは、その旨を監督員に申し出なければならない。

５．２　運搬・保管

交付材料および貸与品の運搬および保管は、受注者が行うものとし、その取り扱いは慎重に行わなければならない。

５．３　保管、使用状況の把握

交付材料および貸与品は、整理簿により、その保管および使用の状況を常に明らかにしておかなければならない。

５．４　損傷時の処置

交付材料および貸与品を滅失または損傷したときは、賠償または原形に復さなければならない。

５．５　返納

工事完了後、交付材料の残材および貸与品については、監督員の検査を受けたのち、すみやかに指定の場所に返納しなければならない。

６．舗装工事施行一般

６．１　掘削工

（１）　アスファルトコンクリート舗装の表層および基礎コンクリートならびにコンクリート舗装の取り壊しは、コンクリートカッターを使用して切り口を直線にし、断面は粗雑にならないようにしなければならない。

（２）　機械掘削をする場合は、施行区域全般にわたり地上、地下施設物に十分注意しながら行わなければならない。

６．２　通路の確保

（１）　建物その他、人の出入りする場所に近接して工事を行う場合は、沿道住民に

迷惑のかからないように安全な通路を設け、出入り口を確保しなければならない。

６．３　建設発生土の搬出

本工事については、建設発生土の搬出を予定していないが、搬出事由が発生した際には速やかに監督員と搬出先等について協議を行うこと。

６．４　発生材の処理等

本工事の施工により発生する次の各号の発生材については、次に掲げる場所へ搬出を予定している。搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係法令等に従い処理を行うこと。なお、下記以外の許可業者の処分場で処理しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。

（１）アスファルト及びコンクリート類

処分場：阿南市桑野町尾花 117

(有)青藍

６．５　その他

その他、必要と認められるものについては、その都度監督員と協議するものとする。